

＊北海道公報

目次

ページ

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

告 示

○平成十四年度第一回北海道アウトドアガイド試験の実施	(地域政策課)	一一
○特定調達契約に係る落札者等の公示	(市町村課)	一二
○一般競争入札の資格に関する公示	(総合企画部総務課)	一三
○一般競争入札の実施	(総合企画部総務課)	一四
○特定希少野生動植物の指定に係る公聴会の開催	(自然環境課)	一四
○北海道立オホーツク流水科学センターの使用料の徴収事務の委託	(文化振興課)	一五
○平成十四年度薬種商販売業認定試験の実施	(薬務課)	一五
○生活保護法による医療機関の指定	(保護課)	一七
○生活保護法による指定医療機関等の変更(廃止、休止)の届出	(保護課)	一七
○生活保護法による施設機関の指定	(保護課)	一七
○大規模小売店舗立地法第六条第五項(廃止)の届出	(地域産業課)	一八
○肥料の登録の有効期間の更新	(道産食品安全室)	一八
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出	(土地改良指導課)	一八
○土地改良区の解散による清算人の就任の届出	(土地改良指導課)	一九
○土地改良区連合の解散による清算人の就任の届出	(土地改良指導課)	一九
○土地改良事業の施行の同意	(土地改良指導課)	一九
○道営土地改良事業変更計画の決定	(土地改良指導課)	一九
○道営土地改良事業変更計画の決定の一部改正	(土地改良指導課)	二〇
○指定採取源の指定の解除	(森林整備課)	二〇
○特定調達契約に係る落札者等の公示	(技術管理課)	二〇
○公共測量の終了の通知	(建設部総務課)	二二
○道路の区域の決定	(道路整備課)	二二
○公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可	(砂防災害課)	二二
○海岸保全区域の指定の一部改正	(砂防災害課)	二三
○都市計画事業の認可	(都市環境課)	二三
○都市計画法第六十六条の規定による都市計画事業の施行(二件)	(都市環境課)	二四

○特定調達契約に係る落札者等の公示

(出納局総務課)

一二四

○職務育成品種の品種登録

(農産園芸課)

一二五

支庁告示

○貸金業者の営業所又は事務所所在地等の不確知

一二五

道企業局告示

○北海道企業局工業水道料金の収納事務の委託

一二六

道教育委員会教育長告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示(二件)

一二六

道教育委員会教育長公告

○公募型プロポーザルの実施

一二六

道選挙管理委員会告示

○政治団体の収支報告書の要旨の公表の一部訂正(二件)

一二七

道公安委員会告示

○遊技機の認定及び型式の検定等に関する告示

一二七

道警察本部告示

○一般競争入札の資格に関する公示

一二七

○特定調達契約に係る入札の公告

一二七

○一般競争入札の資格に関する公示

一二七

○特定調達契約に係る入札の公告

一二七

告 示

北海道告示第694号

北海道アウトドア活動振興条例(平成13年北海道条例第55号)第9条により、平成14年度第1回北海道アウトドアガイド試験を次のとおり実施する。

平成14年4月16日

北海道知事 堀 達也

1 試験日時

(1) 筆記試験 平成14年5月28日(火)

時 間 試験 内容

10:00~12:00 基礎分野試験

13:00~15:00 専門分野試験

(山岳、カヌー、トレイルライディング)

15:10~17:10 専門分野試験(自然、ラフティング)

第1357号

北海道庁公告

(2) 実技試験 詳細は受験案内によること。 試験地及び試験会場	平成14年4月16日
(1) 筆記試験 札幌市、函館市、旭川市、網走市、帯広市、釧路市 (2) 実技試験 詳細は、受験案内によること。 (3) 試験会場は、試験申込者に対し受験票により通知する。	北海道知事 堀 達也
3 試験科目及び試験方法 (1) 筆記試験 詳細は受験案内によること。 (2) 実技試験 詳細は受験案内によること。	1(1) 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 平成14年度住民基本台帳ネットワークシステムにおける北海道ネットワークの監視及び保守に関する業務 一式 (2) 随意契約の相手方を決定した日 平成14年4月1日
4 受験資格 詳細は、受験案内によること。 5 受験申込（案内）書の交付期間、提出先及び受付期間 (1) 交付期間 平成14年4月16日（火）から26日（金）まで (2) 提出先 北海道総合企画部地域振興室地域政策課 (3) 受付期間 平成14年4月16日（火）から26日（金）まで なお、郵送の場合は、平成14年4月26日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。 また、受験に関する書類を受理した後は、これを返還しない。 書類に不備があった場合には、受験できないので注意すること。	(3) 随意契約の相手方の氏名及び住所 ア 氏 名 財団法人 地方自治情報センター イ 住 所 東京都千代田区一番町25番地 (4) 随意契約に係る契約金額 329,933,354円 (5) 契約の相手方を決定した手続 随意契約 (6) 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。
6 提出書類 (1) 北海道アウトドアガイド試験受験申込書 1部 (2) 業務経験等証明書など 1部 (3) 導入研修又は所定の講習受講証明書の写し 1部	(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道総合企画部地域振興室市町村課 イ 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目
7 受験手数料 (1) 基礎分野（筆記試験） 2,000円 (2) 専門分野（筆記試験） 2,000円（1分野当たり） (3) 専門分野（実技試験） 8,000円（1分野当たり） 上記金額に相当する額の北海道収入証紙を「北海道収入証紙ちよう付用紙」の所定の欄にはり付け、印章又は署名により消印すること。 8 受験票の送付 試験申込書を受理したときは、試験場所その他受験上の注意事項を記載した受験票を送付する。	2(1) 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 住民基本台帳ネットワークシステム用サーバ機器等及び住民基本台帳ネットワーク接続用ネットワーク機器等の管理運用業務 一式 (2) 随意契約の相手方を決定した日 平成14年4月1日
9 合格発表 平成14年7月30日（火）各支庁に受験番号を掲示して発表する。 なお、合格者には、合格証書を送付する。	(3) 随意契約の相手方の氏名及び住所 ア 氏 名 北海道ビジネスオートメーション株式会社 イ 住 所 札幌市中央区北3条西7丁目1番地 緑苑ビル (4) 随意契約に係る契約金額 32,634,000円 (5) 契約の相手方を決定した手続 随意契約 (6) 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第
北海道告示第695号 次のとおり随意契約の相手方を決定した。	

372号）第10条第1項第1号の規定による。

(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道総合企画部地域振興室市町村課

イ 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第696号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成14年4月16日

北海道知事 堀 達 也

1 資格及び調達をする役務の種類

平成14年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成13年4月16日に一般競争入札の告示を行う北海道総合企画部の複写サービス

(2) 資 格 北海道総合企画部の複写サービス

(3) 役 務 の 種 類 北海道総合企画部の複写サービス

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

(1) 政令167条の4第1項に規定する者でないこと。

(2) 政令167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(4) 平成14年4月1日現在において引き続き2年以上複写サービスの供給事業を営んでいること。

(5) 北海道総合企画部の複写サービスの供給に関し、供給する複写機及びその附属品の迅速な点検、調整並びに消耗品の供給体制が整備されていることを証明した者であること。

(6) 当該調達役務に関し、要求仕様書に記載の複写機要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の

(4)に掲げる資格要件は、適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申 請 の 時 期

資格審査の申請は、平成14年4月16日から23日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申 請 の 方 法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行われなければならない。

ア 提出先の名称 北海道総合企画部総務課

イ 提出先の所在地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

5 資格審査の再申請

(1) 再 申 請 の 事 由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更した者

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者がその構成員を変更した者

(2) 再 申 請 の 方 法

再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資 格 の 有 効 期 間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有 効 期 間 の 更 新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は行わない。

7 資 格 の 喪 失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

(1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

(2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、

当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

北海道告示第 697 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
平成14年 4月16日

北海道知事 堀 達 也

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

北海道総合企画部の複写サービスの供給 一式

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 平成14年 5月10日から平成15年 3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成17年 5月 9日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

(4) 履 行 場 所 北海道札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 北海道庁本庁舎

北海道総合企画部政策室構造改革推進課、政策室広報広聴課、
科学技術振興課、土地水対策課、経済調査課、道民相談センタ
ー、地域振興室地域政策課、新幹線対策室、IT 推進室情報政
策課

北海道札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 北海道庁別館庁舎

総合企画部経済調査課図書室

2 入札に参加する者に必要な資格

平成14年北海道告示第696号に規定する北海道総合企画部の複写サービスの供給の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 北海道総合企画部総務課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北 3 条西 7 丁目

北海道庁赤れんが庁舎 2 階 4 号会議室

(2) 入 札 日 時 平成14年 4月26日 午前11時30分

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

入札保証金は、免除する。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

北海道総合企画部総務課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札

郵便及び電報による入札は、認めない。

8 落札者の決定方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第 1項に規定する場合を除き、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第 1項の規定により定めた各予定価格（単価）の制限の範囲内で有効な入札をしたもののうち、入札書記載の入札総価格（各入札価格（単価）にそれぞれの予定供給枚数を乗じて得た額の合計額）が最低の価格で入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 そ の 他

(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札及び財務規則第154条各号に掲げる入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。
なお、消費税等相当額は、当該代金の請求時に加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道総合企画部総務課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 129

(4) この公告の内容は予定であり、変更することも有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第 698 号

北海道希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年北海道条例第 4 号）第 8 条第 4 項の規定により、公聴会を開催する。

平成14年 4月16日

北海道知事 堀 達 也

1 日 時 平成14年 5月13日（月）午後 1 時30分から

2 場 所 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 かでる 2 ・ 7 7 階 710 会議室

3 案件 特定希少野生動植物の指定について

- (1) ヒダカソウ
- (2) キリギソソウ
- (3) ダイセツヒナオトギリ
- (4) レブソソウ
- (5) シンバキスミシ
- (6) コウバリコザクラ
- (7) ウルツソソウ
- (8) コウバリソウ
- (9) オオヒラウスユキソウ
- (10) フタナミソウ
- (11) キバチノアツモリソウ
- (12) ヤチラン

北海道告示第 699 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、北海道立オホーツク流水科学センターの平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間における使用料の徴収の事務を次の者に委託した。

平成14年4月16日

北海道知事 堀 達 也

- 1 受託者の名称 財団法人オホーツク生活文化振興財団
- 2 所 在 地 紋別市元紋別11番6号

北海道告示第 700 号

薬事法（昭和35年法律第145号）第28条第2項の規定による薬種商販売業認定試験を次のとおり実施する。

平成14年4月16日

北海道知事 堀 達 也

1 試験の種類

- (1) 薬種商販売業認定試験（以下「認定試験」という。）

ア 開業計画による認定試験

薬種商販売業を行う者とする者が、開業計画書を提出し受験するもの

イ 許可申請による認定試験

薬局等構造設備規則第3条の規定に適合する店舗を有している者が、許可申請書を提出し受験するもの

- (2) 薬種商販売業承継者試験（以下「承継者試験」という。）

現在、薬種商販売業、薬局又は一般販売業として許可を受けている店舗を将来的に薬種商販売業者として承継することを目的として受験するもの

2 受験資格

次の各試験について、それぞれの条件のいずれにも該当する者

- (1) 認定試験

ア 薬種商販売業の業務を行うことが確実であると認められる者

イ 薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「省令」という。）第30条の2各号のいずれかに該当する者

- (2) 承継者試験

ア 薬種商販売業者（法人にあっては、当該業務を行う役員）、自ら管理する薬局の開設者及び自ら店舗を管理する一般販売業者（卸売一般販売業者を除く。以下「薬種商等」という。）の配偶者又は直系卑属若しくはその配偶者のうちの1人

イ 将来承継を予定している店舗の承継者となることが確実であると認められる者

ウ 省令第30条の2各号のいずれかに該当する者

- 3 試験の期日

平成14年7月18日（木）

- 4 試験地

札幌市

- 5 試験科目及び試験方法

- (1) 試験科目

ア 学説試験

（ア）薬事法規

（イ）医薬品の性状、貯蔵その他取扱方法

（ウ）公衆衛生に関する常識

イ 実地試験

医薬品の識別及び取扱方法

- (2) 試験方法

試験は、筆記の方法により実施する。

- 6 提出書類

- (1) 認定試験の提出書類

ア 開業計画による薬種商販売業認定試験受験願書（試験の申込みと同時に薬種商販売業の許可を申請する者（以下「許可申請者」という。）を除く。）

イ 省令第30条の2各号に規定する受験資格を有することの証明書

（ア）卒業証明書等

旧中学校令（昭和18年勅令第36号）による修業年限5年の中学校若しくは学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校又はこれと同等以上の学校（以下「高等学校等」という。）の卒業者にあっては最終学歴に関する卒業証明書、薬種商試験の受験資格を認定できる薬種商課程を有する専門学校（以下「専門学校」という。）の卒業者にあっては当該学校長の発行する実務研修終了証及び卒業証明書、大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第23号）による大学入学資格検定（以下「大検」という。）の合格者にあっては合格証明書

(イ) 医薬品販売業の実務に関する証明書

薬局又は一般販売業（卸売一般販売業を除く。）若しくは薬種商販売業の実務に3年（専門学校の卒業者にあっては2年）以上従事したことに關する証明書

ウ 写真（提出前6箇月以内に脱帽して正面から撮影した名刺判上半身像のもの）

エ 戸籍抄本

履歴書（最終学歴及び医薬品販売の実務経験について記載したもの）

カ 返信用封筒（受験票の送付先を記載して返信用切手（80円）をはった定形のもの）

キ 省令第30条第1項に規定する申請書（許可申請者に限る。）

ク 省令第30条第2項に規定する添付書類（許可申請者に限る。）

(ア) 構造設備の概要及び店舗の平面図

(イ) 申請者が法人であるときは、登記簿の謄本

(ウ) 申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員）に係る精神の機能の障害又は申請者が麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書

(2) 承継者試験の提出書類

ア 薬種商販売業承継者試験受験願書

イ 省令第30条の2各号に規定する受験資格を有することの証明書

(ア) 卒業証明書等

高等学校等の卒業者にあっては最終学歴に関する卒業証明書、専門学校の卒業者にあっては当該学校長の発行する実務研修終了証及び卒業証明書、大検の合格者にあっては合格証明書

(イ) 医薬品販売業の実務に関する証明書

薬局又は一般販売業（卸売一般販売業を除く。）若しくは薬種商販売業の実務に3年（専門学校の卒業者にあっては2年）以上従事したことに關

する証明書

ウ 店舗の承継に関する確認書

エ 写真（提出前6箇月以内に脱帽して正面から撮影した名刺判上半身像のもの）

オ 戸籍の謄本又は抄本（受験者と薬種商等との関係が明らかになるもの）

カ 登記簿の謄本（承継を予定している店舗の営業者が法人の薬種商販売業者である場合に限る。）

キ 履歴書（最終学歴及び医薬品販売の実務経験について記載したもの）

ク 返信用封筒（受験票の送付先を記載して返信用切手（80円）をはった定形のもの）

7 受験手数料等

(1) 受験手数料は、20,000円とする。（受験願書に20,000円に相当する額の北海道収入証紙をはり付け、申請者の印章又は署名により消印すること。）

(2) 省令第30条第1項に規定する許可申請書を提出する者は、受験手数料のほかに医薬品販売業許可申請手数料として30,100円を徴収する。（許可申請書に30,100円に相当する額の北海道収入証紙をはり付け、申請者の印章又は署名により消印すること。）

8 書類の受付期間及び提出先

(1) 受付期間
平成14年5月15日（木）から6月14日（金）まで（郵送により提出する場合にあっては、6月14日までの消印のあるもの限り受け付ける。）

(2) 提出先

ア 道内（札幌市、旭川市、小樽市及び函館市を除く。）に薬種商販売業を行おうとする店舗の所在地を有する者

イ 最寄りの道立保健所（支所を含む。）

エ 札幌市、旭川市、小樽市又は函館市に薬種商販売業を行おうとする店舗の所在地を有する者

カ 店舗の所在地を所管する保健所

9 その他

(1) 開業計画による薬種商販売業認定試験受験願書、医薬品販売業の実務に関する証明書、省令第30条第1項に規定する申請書、構造設備の概要及び店舗の平面図、薬種商販売業承継者試験受験願書及び店舗の承継に関する確認書の用紙は、最寄りの保健所から交付を受けること。

(2) 試験の場所及び時刻は、受験者に対し、受験票により別に通知する。

(3) この試験に關して不明な点があるときは、北海道保健福祉部業務課（電話番号 011 - 231 - 4111 内線 25 - 563、25 - 564）又は最寄りの保健所に問い合わせること。

北海道告示第 701 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成14年 4月16日

北海道知事 堀 達也

名 称	又 は 氏 名	所 在 地	又 は 住 所	指 定 年 月 日
医療法人社団五稜郭メンタルクリニック		函館市杉並町23番15号		平成14. 1. 1
医療法人社団松島内科		小樽市緑1丁目16番3号		同 13. 7. 26
れ 樽 ・ す が た 医 院		同 緑2丁目1番8号		同 14. 2. 1
こ が 病 院		網走市南5条西2丁目3番地		同 14. 3. 15
医療法人アソニー・デュナソ会		深川市あけぼの町1番1号		同 14. 3. 1
深川第一病院				
め ぐ み の 眼 科		恵庭市中島町5丁目8番1号		同 14. 3. 15
愛光会 インター通り小児科		伊達市松ケ枝町30 - 8		同 14. 4. 10
般 法 華 ク リ ニ ッ ク		亀田郡般法華村字浜町171 - 9		同 14. 3. 1
か も 歯 科 ク リ ニ ッ ク		函館市昭和1丁目29 - 7	昭和タウ ンプラザA館	同 13. 12. 3
医療法人アソニー・デュナソ会		深川市あけぼの町1番1号		同 14. 3. 1
深川第一病院				
山 中 歯 科 医 院		檜山郡江差町本町32番地		同 14. 3. 15
三 上 歯 科 医 院		夕張郡栗山町松風4丁目6番地の3		同 13. 11. 1
み す ず 調 剤 薬 局		函館市柳町9番5号		同 14. 2. 1
保険調剤アツアルファーマシー 南店		帯広市西5条南3丁目2番25号		同 14. 3. 15
有限会社 アルラ末広薬局		北広島市大曲末広3丁目1番地5号		同 13. 6. 1
江 差 調 剤 薬 局		檜山郡江差町字伏木戸町554 - 2		同 14. 2. 12
スズラン調剤薬局 岩内店		岩内郡岩内町字栄172番地		同 14. 2. 15
エ ル ム 調 剤 薬 局		夕張郡栗山町1丁目45番地		同 14. 3. 1
長 沼 調 剤 薬 局		同 長沼町銀座南2丁目1番18号		同 14. 4. 1
む か わ 調 剤 薬 局		勇払郡鶴川町花園町2丁目82 - 2		同 14. 2. 1

北海道告示第 702 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関等から次のとおり届出があった。

平成14年 4月16日

北海道知事 堀 達也

名 称	又 は 氏 名	所 在 地	又 は 住 所	届 出 の 内 容
五稜郭メンタルクリニック		函館市杉並町23番15号		平成13. 12. 31 廃止
医療法人社団だて内科医院		同 湯川町2丁目37番6号		同 14. 1. 22 休止
えんどう産婦人科医院		同 宮前町11番8号		同 14. 2. 15 廃止
医療法人社団 松島医院		小樽市緑1丁目16番3号		同 13. 7. 25 同
れ 樽 ・ す が た 医 院		同 緑2丁目2番5号		同 14. 1. 31 同
川 上 整 形 外 科 医 院		帯広市西1条南12丁目13番地		同 14. 3. 31 同
医療法人社団アソニー・デュ ナソ会 深川第一病院		深川市4条12番7号		同 14. 2. 28 同
般法華循環器クリニック		亀田郡般法華村字浜町171 - 9		同 14. 2. 28 同
医療法人社団 函館渡辺病院		同 大野町字向野169番1		同 14. 3. 31 同
美ヶ丘病院				
白 鳥 大 橋 病 院		室蘭市祝津町2丁目15番3号		同 14. 3. 15 同
医療法人社団三上歯科医院		苫小牧市字沼の端623番地20		同 13. 10. 31 同
エ ル ム 調 剤 薬 局		夕張郡栗山町中央1丁目45番地		同 14. 2. 28 同
む か わ 調 剤 薬 局		勇払郡鶴川町花園町2丁目82 - 2		同 14. 1. 31 同
医療法人敬仁会 函館渡島病 院		函館市的場町19番6号		同 14. 2. 1 変更 (名称)
	(変更前) 医療法人敬仁会 函館渡島病院 (変更後) 医療法人敬仁会 函館おしま病院			
桔梗かとう歯科クリニック		函館市桔梗町372 - 378		平成14. 2. 1 変更 (名称)
	(変更前) 桔梗かとう歯科クリニック診療所 (変更後) 桔梗かとう歯科クリニック			
桔梗かとう歯科クリニック		函館市桔梗町372 - 378		平成14. 2. 12 変更 (住所)
	(変更前) 函館市桔梗町372 - 378 (変更後) 函館市桔梗5丁目14番1号			
コ ー ク 調 剤 薬 局		函館市亀田港町1番5号		平成14. 2. 4 変更 (名称)
	(変更前) コーク調剤薬局 (変更後) コーク調剤薬局港店			
丸 山 内 科 医 院		亀田郡七飯町字大川1285 - 3		平成13. 11. 5 変更 (住所)
	(変更前) 亀田郡七飯町字大川1285 - 3 (変更後) 亀田郡七飯町大川8丁目6番1号			

北海道告示第 703 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、

出産扶助のための助産を担当する助産機関医療扶助のための施術を担当する施術機関を次のとおり指定した。

平成14年4月16日

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
技 鍼 堂	網走市南7条東6丁目9番地	平成14. 1. 1

北海道告示第704号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の廃止について届出があった。

平成14年4月16日

北海道知事 堀 達 也

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
丸山山田レインボーシヨツア
名寄市西3条5丁目1番地 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

すずらん商事株式会社 代表取締役 鈴木 栄一

旭川市3条通5丁目右5号

- (3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
2,225㎡

- (4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0㎡

- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
平成14年4月4日

- (6) 変更する理由
閉店のため

2 届出年月日

平成14年4月4日

北海道告示第705号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

平成14年4月16日

北海道知事 堀 達 也

報 告 公 道 北

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産者	住所	登録有効期限
北海道第2616号	魚廃物加工肥料	4.0魚廃物加工肥料	4.0	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとお	銚路化成工業株式会社	銚路市大柴毛251番地1	平成17. 4.15
北海道農政第2617号	魚廃物加工肥料	5.5魚廃物加工肥料	5.5				
			りん酸全量				4.0

北海道告示第706号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員就任及び退任の届出があった。

平成14年4月16日

北海道知事 堀 達 也

厚沢部土地改良区

就任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
平成14. 3. 29	理事	斉藤 武雄	檜山郡厚沢部町字当路506番地

羽幌土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
就任	平成14. 4. 1	理事	室谷 哲雄	苫前郡羽幌町字朝日1381番地
同	同	同	阿部 道博	同 寿町252番地の11
同	同	同	中山 隆徳	同 幸町46番地の54
同	同	同	神川 公明	同 寿町874番地

就任	平成14. 4. 1	理 事	富居 忍雄	苫前郡羽幌町北6条1丁目4番地の2
同	同	同	竹内 博	苫前郡羽幌町北4条2丁目9番地の1
同	同	同	林田 勝之	苫前郡羽幌町字築別1396番地
同	同	同	田中 正	字高台808番地
同	同	同	尾崎 文雄	北5条1丁目4番地の1
同	同	監 事	荒木 俊彦	苫前郡羽幌町字築別1657番地
同	同	同	沢田 俊秀	字中央2191番地
同	同	同	小林 敏和	字中央859番地
同	同	同	室谷 哲雄	字朝日1381番地
退任	14. 3.31	理 事	青木 博司	北町56番地の4
同	同	同	中山 隆徳	幸町46番地の54
同	同	同	神川 公明	寿町874番地
同	同	同	富居 忍雄	北6条1丁目4番地の2
同	同	同	竹内 博	苫前郡羽幌町北4条2丁目9番地の1
同	同	同	林田 勝之	苫前郡羽幌町字築別1396番地
同	同	同	田中 正	字高台808番地
同	同	同	尾崎 稔	字曙18番地
同	同	監 事	荒木 俊彦	字築別1657番地
同	同	同	沢田 俊秀	字中央2191番地
同	同	同	小林 敏和	字中央859番地

北海道告示第 707 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第161項の規定により、清算法人占冠村土地改良区から、次のとおり清算人の就任の届出があった。

平成14年4月16日

就任年月日	氏 名	住 所	北海道知事 堀 達 也
平成14. 3.31	原 淳 二	勇払郡占冠村字中央	
同	杉 原 源 一	字中央	
同	島 崎 恒 男	字双珠別	
同	伊 藤 清 七	字双珠別	

同	鈴木 雅 士	同	字中央
同	安 田 吉 吉	同	字中央
同	小 峰 義 雄	同	字中央

北海道告示第 708 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第68条第2項及び第18条第161項の規定により、清算法人天塩川水系土地改良区連合から、次のとおり清算人の就任の届出があった。

平成14年4月16日

就任年月日	氏 名	住 所	北海道知事 堀 達 也
平成14. 4. 1	梅 津 和 昭	士別市上士別町16線南26番地	
同	木 島 喜久雄	同 下士別町41線西13番地	
同	藤 原 敏 正	同 武徳町44線東7号	
同	那 須 芳 男	上川郡風連町字豊里941番地	
同	大 石 幸 志	同 和寒町字南丘636番地	
同	佐 藤 仁	同 剣淵町第12区1578番地の123	

北海道告示第 709 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に同意した。

平成14年4月16日

同意年月日	事業主体名	地区名	事業の種類	北海道知事 堀 達 也
平成14. 4. 3	幕 別 町	上 統 内	維持管理	
同	豊 頃 町	同	同	
同	大 樹 町	中 島 西	基盤整備促進【基盤整備】（農道）	
同	広 尾 町	紋 別	同	

北海道告示第 710 号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、平成14年4月18日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成14年4月16日

地区名	事業の種類	北海道知事 堀 達 也
地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所

第2若狭内 畑地帯総合整備 [担い手支援型] (農業用排水、農道、区画整理、暗きよ、土層改良)
釧 田 畑地帯総合整備 [担い手育成型] (農業用排水、区画整理、暗きよ、土層改良、農道)

平成14年4月16日

釧田の事項を削る。

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第 711 号

平成14年北海道告示第657号 (道営土地改良事業変更計画の決定) の一部を次のように改正する。

北海道告示第 712 号

林業種苗法 (昭和45年法律第89号) 第9条第1項の規定により、次のとおり指定採取源の指定を解除する。

平成14年4月16日

北海道知事 堀 達 也

指定番号	指 定 年 月 日	指定採取源の種別		樹 種	所 在 場 所	本 数 (本)	面 積 (ha)	解除に係る部分		氏名又は名称	住 者 等		所
		種 類	採 種 ・ 採穂の別					本 数 (本)	面 積 (ha)				
北海道育 54 - 45	昭和55年3月4日	育 種	採 種	からまつ	滝川市江部乙町1846の62番地	87	1.12	10	-	北海道	札幌市中央区北3条西6丁目		北海道
北海道育 54 - 46	昭和55年3月4日	育 種	採 種	からまつ	滝川市江部乙町1846の62番地	115	1.44	31	-	北海道	札幌市中央区北3条西6丁目		北海道
北海道育 54 - 47	昭和55年3月4日	育 種	採 種	からまつ	滝川市江部乙町1846の62番地	137	1.60	56	-	北海道	札幌市中央区北3条西6丁目		北海道
北海道育 54 - 48	昭和55年3月4日	育 種	採 種	からまつ	滝川市江部乙町1846の62番地	89	0.96	10	-	北海道	札幌市中央区北3条西6丁目		北海道
北海道育 54 - 49	昭和55年3月4日	育 種	採 種	からまつ	滝川市江部乙町1846の62番地	86	0.96	50	-	北海道	札幌市中央区北3条西6丁目		北海道
北海道育 54 - 50	昭和55年3月4日	育 種	採 種	からまつ ぐいまつ	滝川市江部乙町1846の62番地 滝川経営区15林班65番地	225	0.64	36	-	北海道	札幌市中央区北3条西6丁目		北海道

北海道告示第 713 号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成14年4月16日

北海道知事 堀 達 也

- 1 (1) 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成14年度北海道土木工事設計積算電算システム及び入札契約総合管理システム運用業務
契約期間 平成14年4月1日から平成15年3月31日まで
- (2) 随意契約の相手方を決定した日
平成14年4月1日
- (3) 随意契約相手方の氏名及び住所

ア 氏 名 北海道ビジネスオートメーション株式会社
イ 住 所 札幌市中央区北3条西7丁目1番地

- (4) 随意契約に係る契約金額
120,960,000円
- (5) 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- (6) 随意契約によった理由
地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の2第1項第2号地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) 第10条第1項第2号の規定による。

(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道建設部建設管理室技術管理課 イ 所在地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 2(1) 随意契約に係る物品の名称及び数量 平成14年度北海道土木工事設計積算電算システム端末機器賃貸借契約その2 サーバ 70台 ワークステーション 5台 (2) 随意契約の相手方を決定した日 平成14年4月1日 (3) 随意契約相手方の氏名及び住所 ア 氏 名 北海道ビジネスオートメーション株式会社 イ 住 所 札幌市中央区北3条西7丁目1番地 (4) 随意契約に係る契約金額 69,282,360円 (5) 契約の相手方を決定した手続 随意契約 (6) 随意契約によった理由 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号の規定による。 (7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道建設部建設管理室技術管理課 イ 所在地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目	道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定した。 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。 平成14年4月16日 1 道路の種類 道道 2 路 線 名 丸瀬布インター線 3 道路の区域 区 間 敷地の幅員 延長 国道等との重複区間 紋別郡丸瀬布町南丸20番地先から紋別郡丸瀬布町南丸21番1地先まで 38.19mから55.00mまで 183.66m —
北海道告示第714号 石狩川開発建設部長から、次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法(昭和24年法律第88号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定による通知があった。 平成14年4月16日 1 作業種類 公共測量(管内河川改修計画平面図作成) 2 作業期間 平成13年8月22日から平成14年3月20日まで 3 作業地域 札幌市ほか	北海道告示第716号 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。 平成14年4月16日 1 しゅん功認可の年月日 平成14年4月8日 2 しゅん功認可を受けた者 (1) 氏 名 又は 名 称 北海道 (2) 住 所 札幌市中央区北3条西6丁目 (3) 代 表 者 の 氏 名 北海道知事 堀 達也 3 埋 立 区 域 (1) 位 置 域 (2) 区 域 1の地点 2の地点 3の地点 4の地点 留萌郡小平町字鬼鹿港町356番1先の公有水面 次の1の地点から7の地点までを順次に結んだ線及び1の地点と7の地点とを結んだ線によって囲まれた区域(日本測地系による測量の成果を使用) 漁港 船揚場南東角原点(X=17,100.660、Y=-47,286.030)から方向角324度05分36秒の方向25.45mの地点 1の地点から方向角331度05分23秒の方向12.21mの地点 2の地点から方向角37度32分16秒の方向110.70mの地点 3の地点から方向角307度35分26秒の方向76.51mの地点
北海道告示第715号	

第1357号

5の地点	4の地点から方向角37度39分32秒の方向2.39mの地点
6の地点	5の地点から方向角127度34分12秒の方向114.84mの地点
7の地点	6の地点から方向角215度37分48秒の方向31.70mの地点
(3) 面 積	3,571.55㎡
4 免許年月日及び番号	平成4年1月22日 砂防第3242号指令
5 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名	小平町

北海道告示第717号

昭和36年北海道告示第1228号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道建設部砂防災害課及び北海道釧路土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成14年4月16日

北海道知事 堀 達 也

8十勝釧路沿岸海岸保全区域の表十勝釧路沿岸の(6)白糠海岸の白糠町の項海岸保全区域の欄の1の事項を次のとおり改める。

1 コイトイ地区海岸の次の基点1から基点100までの各点を順次に結ぶ線、基点1と補点1とを結ぶ線、補点1から補点5までの各点を順次に結ぶ線及び基点100と補点5とを結ぶ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）	
基点1 釧路市境界のコイトイ38番1東角（座標値 X = - 111,595.130、Y = - 1,482,470）の地点	
基点2 基点1から方向角258度03分11秒の方向79.56メートルの地点	
基点3 基点2から方向角259度54分12秒の方向123.83メートルの地点	
基点4 基点3から方向角259度54分23秒の方向77.14メートルの地点	
基点5 基点4から方向角258度15分15秒の方向110.08メートルの地点	
基点6 基点5から方向角258度15分15秒の方向106.69メートルの地点	
基点7 基点6から方向角258度12分15秒の方向52.73メートルの地点	
基点8 基点7から方向角255度54分03秒の方向19.91メートルの地点	
基点9 基点8から方向角254度53分55秒の方向115.99メートルの地点	
基点10 基点9から方向角254度53分52秒の方向116.41メートルの地点	
基点11 基点10から方向角257度11分40秒の方向119.24メートルの地点	
基点12 基点11から方向角257度11分31秒の方向119.26メートルの地点	
基点13 基点12から方向角255度32分02秒の方向24.89メートルの地点	
基点14 基点13から方向角255度07分49秒の方向47.85メートルの地点	
基点15 基点14から方向角256度05分51秒の方向70.58メートルの地点	

基点16	基点15から方向角255度18分43秒の方向86.56メートルの地点
基点17	基点16から方向角254度44分55秒の方向119.74メートルの地点
基点18	基点17から方向角254度45分12秒の方向119.74メートルの地点
基点19	基点18から方向角256度48分26秒の方向23.39メートルの地点
基点20	基点19から方向角256度10分37秒の方向46.29メートルの地点
基点21	基点20から方向角255度31分01秒の方向54.09メートルの地点
基点22	基点21から方向角256度11分37秒の方向38.09メートルの地点
基点23	基点22から方向角253度57分53秒の方向139.95メートルの地点
基点24	基点23から方向角254度41分13秒の方向45.93メートルの地点
基点25	基点24から方向角253度39分32秒の方向52.70メートルの地点
基点26	基点25から方向角256度04分57秒の方向95.87メートルの地点
基点27	基点26から方向角256度19分55秒の方向147.61メートルの地点
基点28	基点27から方向角257度09分25秒の方向44.49メートルの地点
基点29	基点28から方向角250度02分09秒の方向23.22メートルの地点
基点30	基点29から方向角250度05分38秒の方向69.84メートルの地点
基点31	基点30から方向角248度09分11秒の方向23.32メートルの地点
基点32	基点31から方向角253度12分04秒の方向23.14メートルの地点
基点33	基点32から方向角251度52分05秒の方向23.32メートルの地点
基点34	基点33から方向角250度54分54秒の方向27.31メートルの地点
基点35	基点34から方向角240度32分25秒の方向71.99メートルの地点
基点36	基点35から方向角264度09分23秒の方向59.12メートルの地点
基点37	基点36から方向角253度39分52秒の方向96.43メートルの地点
基点38	基点37から方向角252度36分57秒の方向135.51メートルの地点
基点39	基点38から方向角252度37分17秒の方向135.69メートルの地点
基点40	基点39から方向角252度36分58秒の方向135.68メートルの地点
基点41	基点40から方向角248度15分49秒の方向135.84メートルの地点
基点42	基点41から方向角248度15分35秒の方向135.85メートルの地点
基点43	基点42から方向角248度15分43秒の方向135.84メートルの地点
基点44	基点43から方向角339度54分17秒の方向45.84メートルの地点
基点45	基点44から方向角250度25分45秒の方向126.96メートルの地点
基点46	基点45から方向角250度25分45秒の方向126.96メートルの地点
基点47	基点46から方向角158度07分20秒の方向5.58メートルの地点
基点48	基点47から方向角249度32分44秒の方向18.48メートルの地点
基点49	基点48から方向角159度45分58秒の方向15.81メートルの地点
基点50	基点49から方向角249度49分20秒の方向149.10メートルの地点

報 公 道 海 北

基点51	基点50から方向角249度19分20秒の方向149.10メートルの地点
基点52	基点51から方向角249度49分02秒の方向149.09メートルの地点
基点53	基点52から方向角249度49分23秒の方向148.96メートルの地点
基点54	基点53から方向角340度28分10秒の方向5.62メートルの地点
基点55	基点54から方向角251度19分13秒の方向130.98メートルの地点
基点56	基点55から方向角339度21分47秒の方向20.74メートルの地点
基点57	基点56から方向角249度33分13秒の方向14.68メートルの地点
基点58	基点57から方向角247度02分40秒の方向118.91メートルの地点
基点59	基点58から方向角158度30分33秒の方向12.33メートルの地点
基点60	基点59から方向角248度14分07秒の方向63.64メートルの地点
基点61	基点60から方向角338度54分43秒の方向8.94メートルの地点
基点62	基点61から方向角246度22分16秒の方向135.85メートルの地点
基点63	基点62から方向角160度02分21秒の方向4.39メートルの地点
基点64	基点63から方向角248度45分43秒の方向127.64メートルの地点
基点65	基点64から方向角238度28分40秒の方向3.51メートルの地点
基点66	基点65から方向角249度24分46秒の方向131.01メートルの地点
基点67	基点66から方向角246度14分24秒の方向130.67メートルの地点
基点68	基点67から方向角245度56分27秒の方向130.00メートルの地点
基点69	基点68から方向角250度10分08秒の方向65.75メートルの地点
基点70	基点69から方向角157度26分02秒の方向28.08メートルの地点
基点71	基点70から方向角247度26分03秒の方向149.79メートルの地点
基点72	基点71から方向角247度19分31秒の方向11.46メートルの地点
基点73	基点72から方向角337度44分06秒の方向35.94メートルの地点
基点74	基点73から方向角250度15分15秒の方向7.53メートルの地点
基点75	基点74から方向角157度44分12秒の方向36.32メートルの地点
基点76	基点75から方向角247度19分27秒の方向55.69メートルの地点
基点77	基点76から方向角338度42分27秒の方向12.45メートルの地点
基点78	基点77から方向角248度07分20秒の方向16.44メートルの地点
基点79	基点78から方向角158度20分40秒の方向12.69メートルの地点
基点80	基点79から方向角247度11分15秒の方向59.00メートルの地点
基点81	基点80から方向角337度11分13秒の方向39.62メートルの地点
基点82	基点81から方向角248度52分26秒の方向152.18メートルの地点
基点83	基点82から方向角340度08分54秒の方向61.39メートルの地点
基点84	基点83から方向角263度27分39秒の方向15.99メートルの地点
基点85	基点84から方向角254度37分12秒の方向123.40メートルの地点

基点86	基点85から方向角250度39分26秒の方向25.15メートルの地点
基点87	基点86から方向角247度26分47秒の方向108.14メートルの地点
基点88	基点87から方向角247度26分46秒の方向46.88メートルの地点
基点89	基点88から方向角248度35分09秒の方向31.18メートルの地点
基点90	基点89から方向角243度16分17秒の方向36.81メートルの地点
基点91	基点90から方向角244度29分31秒の方向29.96メートルの地点
基点92	基点91から方向角245度12分41秒の方向19.86メートルの地点
基点93	基点92から方向角247度46分59秒の方向19.46メートルの地点
基点94	基点93から方向角350度16分51秒の方向8.14メートルの地点
基点95	基点94から方向角251度10分07秒の方向3.65メートルの地点
基点96	基点95から方向角170度17分17秒の方向8.19メートルの地点
基点97	基点96から方向角250度26分32秒の方向16.46メートルの地点
基点98	基点97から方向角251度21分20秒の方向29.92メートルの地点
基点99	基点98から方向角341度21分09秒の方向8.18メートルの地点
基点100	基点99から方向角251度08分37秒の方向48.54メートルの地点
補点1	基点1から方向角151度58分18秒の方向138.00メートルの地点
補点2	基点43から方向角159度54分10秒の方向84.16メートルの地点
補点3	基点53から方向角159度49分03秒の方向69.99メートルの地点
補点4	基点66から方向角159度54分58秒の方向94.61メートルの地点
補点5	基点100から方向角170度30分24秒の方向212.14メートルの地点

北海道告示第718号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。
平成14年4月16日

1(1) 施行者の名称	札幌市	北海道知事	堀 達 也
(2) 都市計画事業の種類及び名称	札幌圏都市計画道路事業（3・2・49号新川通及び3・4・55号琴似・栄町通）		
(3) 事業施行期間	平成14年4月16日から平成17年3月31日まで		
(4) 事業地の収用の部分	札幌市北区北19条西13丁目、北20条西13丁目、北20条西15丁目、北21条西13丁目、北21条西15丁目、北22条西13丁目、北21条西14丁目、北24条西14丁目、北24条西15丁目、北24条西16丁目、北24条西17丁目、北24条西18丁目、北24条西19丁目、		

新川1条1丁目、新川1条2丁目、西区八軒10条東1丁目及び八軒10条西1丁目地内

- 2(1) 施行者の名称 札幌市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・2・10号環状通及び3・3・24号二十四軒・手稲通）
- (3) 事業施行期間 平成14年4月16日から平成16年3月31日まで
- (4) 事業用地 札幌市中央区北10条西24丁目、北11条西24丁目、北12条西23丁目、西区二十四軒1条2丁目、二十四軒1条3丁目及び二十四軒1条4丁目地内

- 3(1) 施行者の名称 札幌市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・4・193号雁穂みのり通）
- (3) 事業施行期間 平成14年4月16日から平成20年3月31日まで
- (4) 事業用地 札幌市東区東苗穂12条3丁目、東苗穂12条4丁目、東苗穂13条3丁目及び東苗穂13条4丁目地内

北海道告示第719号

都市計画事業の施行に当たり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり告示する。
その関係書類は、北海道札幌土木現業所に備え置いて、一般の縦覧に供する。
平成14年4月16日

- 1 都市計画事業の種類及び名称 千歳恵庭圏都市計画道路事業（3・4・123号団地中央通）
- 2 施行者の名称 北海道
- 3 事務所の所在地 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号 北海道札幌土木現業所及び名称
- 4 事業地の所在 恵庭市黄金町、相生町、住吉町及び緑町地内

北海道告示第720号

都市計画事業の施行に当たり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり告示する。

その関係書類は、北海道函館土木現業所に備え置いて、一般の縦覧に供する。
平成14年4月16日

- 1 都市計画事業の種類及び名称 函館圏都市計画道路事業（3・4・103号本通富岡線及び3・3・20号放射2号線）
- 2 施行者の名称 北海道
- 3 事務所の所在地 函館市美原4丁目6番16号 北海道函館土木現業所及び名称
- 4 事業地の所在 函館市富岡町1丁目及び2丁目地内

北海道告示第721号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。
平成14年4月16日

- 1(1) 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 北海道知事 堀 達 也
財務会計トータルシステム業務処理委託 一式
- (2) 随意契約の相手方を決定した日 平成14年4月1日
- (3) 随意契約の相手方の氏名及び住所 ア 氏 名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
イ 住 所 東京都江東区豊洲三丁目3番3号
- (4) 随意契約に係る契約金額 385,345,800円
- (5) 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- (6) 随意契約によった理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。
- (7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道出納局総務課
イ 所在地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

- 2(1) 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
財務会計トータルシステム端末機等賃貸借 端末機50台
- (2) 随意契約の相手方を決定した日
平成14年4月1日
- (3) 随意契約の相手方の氏名及び住所
ア 氏 名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
イ 住 所 東京都江東区豊洲三丁目3番3号
- (4) 随意契約に係る契約金額
103,277,160円
- (5) 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- (6) 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。
- (7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道出納局総務課
イ 所在地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

公 道 換 北

種苗法（平成10年法律第83号）第18条第1項の規定により、次のとおり品種登録がされた。
平成14年4月16日

- 1(1) 品種登録番号及び登録年月日
第10066号 平成14年3月25日 北海道知事 堀 達 也
- (2) 品種の属する農林水産植物の種類及び登録品種の名称
メロソ HM - G50
- (3) 登録品種の特性の概要

この品種は、「キンゲメルテナー」×「ハーベスト5号」の交配により作出した基礎集団から選抜された自殖後代系統である。良食味品種「キンゲメルテナー」の外観品質及び日持ち性を改善し、つる割病（レース0）抵抗性を付与した系統である。
早晩性は「キンゲメルテナー」と「キンゲナイン」のほぼ中間であり、着果性は優れる。果皮色は緑で、追熟後に黄化する。果実肥大性は「キンゲメルテナー」より優れ、果形はやや長球である。ネットは「キンゲメルテナー」及び「キンゲナイン」に比べ密度が高い。果肉は「キンゲメルテナー」より厚く、肉質はメルティンゲ質で、香り及び食味は

「キンゲメルテナー」と同等～優れる。うどんこ病には罹病性であるが、つる割病（レース0、レース2）に抵抗性である。
「キンゲメルテナー」と比較して、つる割病（レース0、レース2）に抵抗性であること、着果性・果実肥大性に優れること、ネットの発生が良好であること等で、「キンゲナイン」と比較して、熟期が早いこと、果実肥大が優れること、肉質がメルティンゲ質であること等で区別性が認められる。

- (4) 育成者権の存続期間
20年
- 2(1) 品種登録番号及び登録年月日
第10067号 平成14年3月25日
- (2) 品種の属する農林水産植物の種類及び登録品種の名称
メロソ HM - G51
- (3) 登録品種の特性の概要

この品種は、高糖度で日持ち性に優れる「F」品種「天恵」と病害抵抗性品種「ふかみどり」の自殖後代系統であり、うどんこ病抵抗性を有する「63L - 3」の交配により作出した基礎集団から選抜された自殖後代系統である。

熟期は「キンゲメルテナー」より遅く「キンゲナイン」よりやや早く、着果性は優れる。果皮色は濃緑である。花痕径は大きく、果実肥大性は優れる。ネットの密度は「キンゲナイン」と同等であるが、太さは細い。果肉は「キンゲメルテナー」より厚く、肉質は粉質で、独特の香りを有し食味は「キンゲメルテナー」と同等である。うどんこ病及びつる割病（レース0）に抵抗性である。

「キンゲメルテナー」と比較して、うどんこ病及びつる割病（レース0）に抵抗性であること、着果性・果実肥大性に優れること等で、「キンゲナイン」と比較して、うどんこ病抵抗性であること、果実肥大が優れること、肉質が粉質であること等で区別性が認められる。

- (4) 育成者権の存続期間
20年

公 道 換 北

北海道石狩支庁告示第7号

次の貸金業者の所在及び営業所の所在地を確知できないので、貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第38条第1項の規定により公告する。
なお、公告の日から30日を経過しても申出がないときは、同項の規定により当該貸金業者

の登録を取り消すことがある。

平成14年4月16日

北海道石狩支庁長 山 本 文 夫

- 住 所 札幌市白石区北郷9条9丁目2番8号
- 商号又は名称 国際信用
- 氏 名 対馬 靖仁
- 登録番号 北海道知事(1)石第02364号
- 主たる営業所の所在地 札幌市中央区南2条西8丁目 ダイコウビル1F
- 従たる営業所の名称及び所在地 なし

興 企 業 局 告 示

北海道企業局告示第3号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規程により、北海道企業局工業用水道料金の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの期間における料金の収納事務の一部を次のものに委託した。

平成14年4月16日

北海道公営企業管理者 西 川 昌 利

- 受託者の名称 株式会社北海道電子計算センター
- 所 在 地 札幌市中央区南1条西10丁目2番地

興教育委員会教育長告示

北海道教育委員会教育長告示第11号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成14年4月16日

北海道教育委員会教育長 鎌 田 昌 市

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
ＡＴＭルータ設置・調整業務 一式
- 契約の相手方を決定した日
平成14年3月28日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 東日本電信電話株式会社

- (2) 住 所 東京都新宿区西新宿3丁目19番2号

随意契約に係る契約金額
190,050,000円

- 契約の相手方を決定した手続
随意契約

随意契約

- 随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。

- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道教育庁企画総務部教育政策課

(2) 所在地 北海道札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育委員会教育長告示第12号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成14年4月16日

北海道教育委員会教育長 鎌 田 昌 市

- 落札に係る特定役務の名称及び数量

教育情報アプリケーションツール開発業務 一式

- 落札を決定した日

平成14年4月3日

- 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社

(2) 住 所 東京都港区港南1丁目9番1号

- 落札金額

29,400,000円

- 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 一般競争入札の公告

平成14年北海道教育委員会教育長告示第5号及び第6号

- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道教育庁企画総務部教育政策課

(2) 所在地 北海道札幌市中央区北3条西7丁目

道教育委員会教育長告示

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。

平成14年4月16日

北海道教育委員会教育長 鎌 田 昌 市

1 事業概要

(1) 事業名 少年自然の家等指導事業

(2) 業務内容

全道7か所の道立青少年教育施設に指導員を14（各施設2名）名配置し、次の事業を実施する。

ア 少年自然の家等の利用者に対する生活体験・自然体験活動のサポート及び指導・助言を行うこと。

イ 活動プログラムなどの企画・立案及び情報の提供を行うこと。

ウ それぞれの地域の特色を生かした環境学習のモデル事業の企画・立案を行うこと。

(ア) 事業参加対象者：原則、青少年とする。

(イ) 実施場所：各道立青少年教育施設が設置されている場所

青少年教育施設の所在地は、深川市、洞爺村、砂川市、常呂町、厚岸町、森町、足寄町です。

(3) 契約期間 平成14年6月1日から9月30日まで
配置期間 平成14年7月1日から9月30日まで

2 参加資格及び選定基準

(1) 企画提案書の提出者に要求する資格

北海道知事が認証した特定非営利活動法人であり、次のアからエの全ての要件を満たしていること。

ア 「社会教育の推進を図る活動」の分野を有していること。

イ 「子どもの健全育成を図る活動」の分野を有していること。

ウ 「環境保全を図る活動」の分野を有していること。

エ 過去に同様の事業実績を有し、又は事業実施の能力を有していること。

(2) 選定基準

ア 新規雇用の創出

新規雇用者数

イ 業務処理体制

業務実施体制等

ウ 企画提案の内容

事業等の企画・立案

3 手続等

(1) 担当部課

郵便番号 060 - 8544 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁生涯学習部生涯学習課総務・施設グループ

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 35 - 513、514

(2) 説明書の交付期間及び場所

平成14年4月16日から10日まで（土曜日及び日曜日は除く。交付時間は午前9時から午後5時まで）

交付場所は、(1)に同じ。

(3) 資格審査申請書の提出期限等

平成14年4月26日（金） 午後4時必着

提出場所は、(1)に同じ。

提出方法は、持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。

いずれの場合も提出方法を電話により事前に連絡すること。

(4) 企画提案書の提出期限等

平成14年5月16日（木） 午後3時必着

提出場所は、(1)に同じ。

提出方法は、持参による。

4 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

3 (1)に同じ。

(3) その他

企画提案書に関するヒアリングを実施する。詳細は、企画提案説明書によること。

選挙事務関係重要事項

北海道選挙管理委員会告示第47号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定に基づき政治団体の収入及び支出に関する報告書について、かまだ公治後援会連合会の会計責任者 高田 浩 から訂正の報告があったので、同法第20条の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成13年北海道選挙管理委員会告示第141号）の一部を次のとおり訂正する。

平成14年4月16日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之

か ま だ 公 浩 後 援 会 連 合 会	13. 3. 13	34,373,897	2,308,163	32,065,674	32,262,089	2,111,748					20,720,934	20,720,934	20,720,934	11,301,500
-----------------------	-----------	------------	-----------	------------	------------	-----------	--	--	--	--	------------	------------	------------	------------

支 出 の 内 訳														資産等 の状況				
本部・支 部からの 交 付 金	その他の 収 入	経 常 経 費				政 治 活 動				費								
		人 件 費	光熱水費	備 品 消耗品費	事務所費	計	組 織 活 動 費	選 挙 関 係 費	機 関 誌 紙 の 発行事業費	誌 紙 の 宣 伝 費	政治資金 パータイ ー	その他の 事業費	小 計		調 査 研 究 費	寄 附 交 付 金	その他の 経 費	計 (本部支部へ の交付金)
	43,240	8,754,860	420,916	2,895,975	8,011,080	20,082,831	6,430,525			4,711,468		4,711,468	520,735		516,530	12,179,258		無

に改める。

(8) 特定パーティーの概要の12年分事務局の事項その他の政治団体の項中

かまだ公浩後援会連合会	平成13年かまだ公浩を囲む新春の集い	1,300,000	3	札幌市中央区
-------------	--------------------	-----------	---	--------

を加える。

(9) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳 (同一の者からの対価の支払でその金額の合計額が20万円を超えるもの)の12年分事務局の事項その他の政治団体の項中

かまだ公浩後援会連合会	平成13年かまだ公浩を囲む新春の集い	法 人	医療法人愛全会	500,000	札幌市南区
同	同	同	(株)松井ビルサービス	500,000	中央区
同	同	同	(株)東洋実業	300,000	同

を加える。

北海道選挙管理委員会告示第48号

政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第12条第1項の規定に基づき政治団体の収入及び支出に関する報告書について、たけうち英順後援会の会計責任者 佐藤 巖 から訂正の報告があったので、同法第20条の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨の公表 (平成

13年北海道選挙管理委員会告示第141号)の一部を次のとおり訂正する。

平成14年4月16日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之

「1. 収入及び支出のある団体

(1) 総 括 表

政治団体の名称 (資金管理団体届出者・公職の種類)	報告 年月日	収入・支出の総額				翌年 繰越額	収入の内訳										
		収入 総額	前年 繰越額	本年 収入額	支出 総額		党員・会費			寄附		附		事業収入	借入金		
							党員 金額	員数	個人分 (特定寄付)	法人 その他の 団体分	政治 団体分	小計 (あっせん)	政党匿名			合計	
12年分						繰越額	金額	員数									
上川支所																	
(その他の政治団体)																	
たけうち英順後援会	13. 3. 21	10,245,909	415,803	9,830,106	9,706,629	539,280						9,830,000	9,830,000		9,830,000		

本部・支部からの交付金	その他の収入	経常経費				政治活動		収入の内訳				調査	寄附	その他の	資産等
		人件費	光熱水費	備品	事務所費	計	組織	選挙	機関誌	紙の発行	その他の	事業費	小計	研究費	交付金
				消耗品費			活動費	関係費	機関誌の発行事業費	宣	伝	政治資金	バー	研究費	交付金
	106		149,833	1,173,640	2,460,800	3,784,273	5,131,226					415,430	350,000	25,700	5,922,356

「1. 収入及び支出のある団体

(1) 総括表

政治団体の名称 (資金管理団体届出者・公職の種類)	報告 年月日	収入・支出の総額				翌年 繰越額	収入の内訳							事業収入	借入金	
		収入 総額	前年 繰越額	本年 収入額	支出 総額		党員・会費			寄附		政治 団体分	小計 (あっせん)			政党匿名 合計
							党員 金額	員数	個人分 (特定寄付)	法人 その他の 団体分						
12年分																
上川支所																
(その他の政治団体)																
たけうち英順後援会	13. 3. 21	10,245,909	415,803	9,830,106	9,706,629	539,280						9,830,000	9,830,000		9,830,000	

支 出 の 内 訳																	資産等 の状況	
本部・支 部からの 交 付 金	その他の 収 入	経 常 経 費				政 務 費				活 動 費				その他の 計 (本部支部へ の交付金)				
		人 件 費	光熱水費	備 品 消耗品費	事務所費	計	組 織 活 動 費	選 任 関 係 費	機 関 誌 紙 の 発行事業費	宣 伝 事 業 費	政 治 資 金 パ ー ティー	その他の 事業費	小 計		調 査 研 究 費	寄 附 交 付 金	経 費	
	106	520,000	149,833	1,173,640	2,460,800	4,304,273	4,611,226							415,430	350,000	25,700	5,402,356	無

に改める。

群 馬 県 公 安 委 員 会 告 示

北海道公安委員会告示第29号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行ったので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

平成14年4月16日

北海道公安委員会委員長 潮 田 隆

1	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8 株式会社平和
	代表者の氏名		代表取締役 中島 潤
	製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8
	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
	遊技機の区分 型式名	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ チキチキマジンV	
概要	製造業者名		株式会社平和
	型式試験番号		20007700
	検定年月日	平成14年4月16日	
	検定番号	第20007700号	
検定の有効期間		公示の日（平成14年4月16日）から3年間	

検定申請者の氏名
又は名称及び住所

代表者の氏名

製造又は検査を行う事業所の所在地

遊技機の種類

遊技機の区分

型式名

製造業者名

型式試験番号

検定年月日

検定番号

検定の有効期間

検定申請者の氏名
又は名称及び住所

代表者の氏名

製造又は検査を行う事業所の所在地

遊技機の種類

遊技機の区分

型式名

製造業者名

型式試験番号

第1357号

北 海 道 公 報

4	検 定 年 月 日	平成14年4月16日
	検 定 番 号	第21007200号
	検定の有効期間	公示の日（平成14年4月16日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市区見寄町125番地 タイヨーエリック株式会社
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 濱岡 洋平
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県名古屋市区見寄町125番地
	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型 式 名	ＣＲスーパーラスカル2
	製造業者名	タイヨーエリック株式会社
5	概要	型式試験番号 20002300
	検 定 年 月 日	平成14年4月16日
	検 定 番 号	第20002300号
	検定の有効期間	公示の日（平成14年4月16日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町七丁目201番地 株式会社ソフイア
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 井置 定男
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	群馬県桐生市境野町七丁目201番地
	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号ロ
	型 式 名	ＣＲダンスタイム
6	概要	製造業者名 株式会社ソフイア 型式試験番号 22005000
	検 定 年 月 日	平成14年4月16日
	検 定 番 号	第22005000号
	検定の有効期間	公示の日（平成14年4月16日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 毒島 秀行
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	群馬県伊勢崎市三和町2732番地 1
	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型 式 名	遊技機の種類

7	の 型 式 名	フイーバーキンゲDX
	概 製 造 業 者 名	株式会社三共
	概要	型式試験番号 20009500
	検 定 年 月 日	平成14年4月16日
	検 定 番 号	第20009500号
	検定の有効期間	公示の日（平成14年4月16日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 毒島 秀行
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	群馬県伊勢崎市三和町2732番地 1
	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
8	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型 式 名	ＣＲフイーバーチリーグSP
	製造業者名	株式会社三共
	概要	型式試験番号 20010500
	検 定 年 月 日	平成14年4月16日
	検 定 番 号	第20010500号
	検定の有効期間	公示の日（平成14年4月16日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 毒島 秀行
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	群馬県伊勢崎市三和町2732番地 1

9	製造又は検査を行 う事業所の所在地		群馬県伊勢崎市三和町27番地 1
	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
	遊技機の区分 型式名	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ ＣＲフイーバーパチリーグＳＸ	
	製造業者名 型式試験番号	株式会社三共 20009800	
	検 定 年 月 日	平成14年4月16日	
	検 定 番 号	第20009800号	
	検定の有効期間	公示の日（平成14年4月16日）から3年間	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪市中央区南船場二丁目9番14号 高砂電器産業株式会社	
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 石井 治夫	
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	三重県度会郡玉城町蚊野字松原2066番32 三重県志摩郡浜島町大字塩屋字広見603番 1	
	遊技機の種類	回胴式遊技機	
	遊技機の区分 型式名	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号 ドリームセプアルフア X	
10	製造業者名 型式試験番号	高砂電器産業株式会社 24004100	
	検 定 年 月 日	平成14年4月16日	
	検 定 番 号	第24004100号	
	検定の有効期間	公示の日（平成14年4月16日）から3年間	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪市中央区南船場二丁目9番14号 高砂電器産業株式会社	
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 石井 治夫	
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	三重県度会郡玉城町蚊野字松原2066番32 三重県志摩郡浜島町大字塩屋字広見603番 1	
	遊技機の種類	回胴式遊技機	
11	遊技機の区分 型式名	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号 ドリームセプアルフア	
	製造業者名 型式試験番号	高砂電器産業株式会社 14062100	
	検 定 年 月 日	平成14年4月16日	
	検 定 番 号	第14062100号	
	検定の有効期間	公示の日（平成14年4月16日）から3年間	

12	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		大阪市中央区南船場二丁目9番14号 高砂電器産業株式会社
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 石井 治夫	
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	三重県度会郡玉城町蚊野字松原2066番32 三重県志摩郡浜島町大字塩屋字広見603番 1	
	遊技機の種類	回胴式遊技機	
	遊技機の区分 型式名	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号 ウインクル	
	製造業者名 型式試験番号	高砂電器産業株式会社 24006800	
	検 定 年 月 日	平成14年4月16日	
	検 定 番 号	第24006800号	
	検定の有効期間	公示の日（平成14年4月16日）から3年間	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪市中央区南船場二丁目9番14号 高砂電器産業株式会社	
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 石井 治夫	
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	三重県度会郡玉城町蚊野字松原2066番32 三重県志摩郡浜島町大字塩屋字広見603番 1	
13	遊技機の種類	回胴式遊技機	
	遊技機の区分 型式名	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号 ドリームセプンＳＰ	
	製造業者名 型式試験番号	高砂電器産業株式会社 24006700	
	検 定 年 月 日	平成14年4月16日	
	検 定 番 号	第24006700号	
	検定の有効期間	公示の日（平成14年4月16日）から3年間	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町七丁目201番地 株式会社ソフイア	
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 井置 定男	
14	製造又は検査を行 う事業所の所在地	群馬県桐生市境野町七丁目201番地	
	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
	遊技機の区分 型式名	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ ＣＲ新春一番	
	製造業者名 型式試験番号	株式会社ソフイア 20006600	

検定年月日	平成14年4月16日
検定番号	第20006600号
検定の有効期間	公示の日（平成14年4月16日）から3年間
検定申請者の氏名又は名称及び住所	東京都港区愛宕一丁目3番4号 愛宕東洋ビル7階 アイジー・テイ・ジー・パン株式会社
代表者の氏名	代表取締役 スコット・ウインゼラー
製造又は検査を行う事業所の所在地	大阪府富田林市大字佐備1811番地1
型式の概要	遊技機の種類 回胴式遊技機
	遊技機の区分 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	型式名 マリン
	製造業者名 アイジー・テイ・ジー・パン株式会社
	型式試験番号 24008100
検定年月日	平成14年4月16日
検定番号	第24008100号
検定の有効期間	公示の日（平成14年4月16日）から3年間

北海道警察本部告示第53号

北海道警察本部告示第53号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成14年4月16日

北海道警察本部長 上原美都男

1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成14年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契約
平成14年4月16日に一般競争入札の公告を行うユーロコプター式A S 365 N 2型機体（だいせつ1号）3,000時間定期点検契約式A S 365 N 2型機体（だいせつ1号）3,000時間定期点検契約式A S 365 N 2型機体（だいせつ1号）3,000時間定期点検契約に関する資格（以下「資格」という。）
- (2) 資格
ユーロコプター式A S 365 N 2型機体（だいせつ1号）3,000時間定期点検契約に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 特定役務の種類
ユーロコプター式A S 365 N 2型機体（だいせつ1号）3,000時間定期点検

2 資格要件 次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 道税を滞納している者でないこと。
- (5) 平成14年4月1日現在において引き続き2年以上回転翼航空機の修理事業を営んでいること。
- (6) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- (7) 3トン以上の回転翼航空機の製造又は修理の能力があること。
- (8) 製造者のユーロコプターから、ユーロコプター式A S 365 N 2型ヘリコプターの Aircraft Maintenance And Airframe Major Inspection の指定を受けていること。
- (9) 国土交通省の発行する耐空証明書を取得することができること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)及び(6)に掲げる資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申請の時期
資格審査の申請は、平成14年4月16日から5月15日までの間にしなければならない。
- (2) 申請の方法
資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
- ア 提出先の名称
北海道警察本部総務部施設課
- イ 提出先の所在地
北海道札幌市中央区北2条西7丁目

5 資格審査の再申請	(1) 再申請の事由
	次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。
	ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
	イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
	ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの
	(2) 再申請の方法
	再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続	(1) 資格の有効期間
	資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。
7 資格の喪失	(2) 有効期間の更新
	資格は、1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。
北海道警察本部告示第54号	資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。
	なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ララケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。
北海道警察本部告示第54号	平成14年4月16日

3 契約条項を示す場所	北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部施設課 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2282
	4 入札執行の場所及び日時
	(1) 入札場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場（郵送による場合は、郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部施設課）
	(2) 入札日時 平成14年5月27日 午前10時（郵送による場合は、配達証明郵便で提出することとし、入札日時までに必着とする。）
	(3) 開札場所 (1)に同じ。
	(4) 開札日時 (2)に同じ。
	5 入札保証金
(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。	(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
	6 入札説明書の交付に関する事項
(1) 交付場所	北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部施設課 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2282
(2) 交付方法	(1)の場所で交付する。
7 落札者の決定方法	財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
8 契約書作成の要否	
9 その他	(1) 開札の時にあって、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
	(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
	ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り

第 1 3 5 7 号

報 告 公 道 海 北

捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道警察本部総務部施設課 イ 所 在 地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2282 (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (6) この入札の執行は、公開する。 (7) 詳細は、入札説明書による。 10 Summary A . The nature and quantity of services to be procured: Eurocopter Model AS365N2 (Daisetsu- I) 3,000-hour inspection repair services 1 set B . Bid tendering time and date : 10 : 00 A. M. May 27, 2002 C . For further information, please contact: Facilities Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Nishi 7-chome, Kita 2-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060-8520, Japan. Phone : 011-251-0110 Ext. 2282 北海道警察本部告示第55号 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の5 第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 平成14年4月16日 1 資格及び調達をする特定役務の種類 平成14年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) 第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 平成14年4月16日に一般競争入札の公告を行うユーロコプター式AS365N2型機体 (だいせつ1号) エンジン3,000時間定期	点検契約 ユーロコプター式AS365N2型機体 (だいせつ1号) エンジン3,000時間定期点検契約の資格 (以下「資格」という。) ユーロコプター式AS365N2型機体 (だいせつ1号) エンジン3,000時間定期点検 2 資 格 要 件 次のいずれにも該当すること。 (1) 政令第167条の4第1項に規定する者 (未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。) でないこと。 (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。 (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (4) 道税を滞納している者でないこと。 (5) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分 (当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分) の決算において、1の(1)に定める契約の種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。 (6) 経済産業省の発行する航空機用機器修理方法許可証を有すること。 (7) 国土交通省の発行する事業場認定書を有すること。 (8) ソルボメカ式アリエル1型の製造会社と業務提携をしていること。 3 資 格 要 件 の 特 例 中小企業等協同組合法 (昭和24年法律第181号) 第3条に規定する中小企業等協同組合 (以下「中小企業等協同組合」という。) 及び中小企業団体の組織に関する法律 (昭和32年法律第185号) 第3条第1項第7号に掲げる協業組合 (以下「協業組合」という。) については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)に掲げる資格要件は、適用しない。 (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。 (2) 中小企業等共同組合法第3条第4号に掲げる企業組合 (以下「企業組合」という。) 及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。 4 資格審査の申請の時期及び方法 (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成14年4月16日から5月15日までの間にしなければならない。 (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
--	--

ア 提出先の名称 北海道警察本部総務部施設課 イ 提出先の所在地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 5 資格審査の再申請 (1) 再申請の事由 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の際申請を行うことができる。 ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者 イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの (2) 再申請の方法 再申請しようとする者は、4の②の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続 (1) 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の①に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。 (2) 有効期間の更新 資格は、1の①に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。 7 資格の喪失 資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。 北海道警察本部告示第56号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日スラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成14年4月16日 1 入札に付する事項 (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 ユーロコプター式A S 365 N 2 型機体（だいせつ1号）エンジン3,000時間定期点検一式 (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。 (3) 履行期日 平成14年9月15日 (4) 履行場所 契約担当者が指定する場所	2 入札に参加する者に必要な資格 平成14年北海道警察本部告示第55号に規定するユーロコプター式A S 365 N 2 型機体（だいせつ1号）エンジン3,000時間定期点検契約に関する資格を有すること。 3 契約条項を示す場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部施設課 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2282 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場（郵送による場合は、郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部施設課） (2) 入札日時 平成14年5月27日 午前10時30分（郵送による場合は、配達証明郵便で提出することとし、入札日時までに必着とする。） (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 5 入札保証金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部施設課 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2282 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 7 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 8 契約書作成の要否 要 9 その他 (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
---	--

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道警察本部総務部施設課 イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2282 (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (6) この入札の執行は、公開する。 (7) 詳細は、入札説明書による。 10 Summary A . The nature and quantity of services to be procured : Eurocopter Model AS365N2 (Daisetsu- I) Engine 3,000-hour inspection repair services 1 set B . Bid tendering time and date : 10 : 30 A. M. May 27, 2002 C . For further information, please contact : Facilities Division, GeneralAffairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Nishi 7- chome, Kita 2-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060-8520, Japan, Phone : 011-251-0110 Ext. 2282	
--	--